

2点=3分

38

(100)

(4/9)

1 第1 本件条例7条は、憲法31条に反しないか。

2 1まず、条文の規制範囲が広範であるか、漠然としてその意味
3 が不明確である場合には、憲法31条の適正手続の理念から
4 導かれる明確性の原則に反し、当該条文は無効であると解す
5 る。そして、明確性に反しているか否かの判断は、通常の判
6 断能力を有する一般人において、具体的場合に当該法令の適
7 用を受けるものかどうかの基準が読み取れるかどうかによっ
8 て判断されるべきである。

(6) /

(7) /

9 2本件では、条例7条が定める規制図書の範囲として、「殊更
10 に性的感情を刺激する画像又は図画」という限定がされてい
11 る。たしかに、性的感情の想起には個人差があり、直ちに線
12 引きをすることが難しいとも思える。しかし、通常の判断能
13 力を有する一般人においては、7条各項所定の「性交又は性
14 交類似行為」、「衣服の全部又は一部を着けない者の卑猥な姿
15 態」という要件に該当する時点で、性的感情を刺激するもの
16 であることは十分に理解できるものであり、このような要件
17 に当てはまる場合には本件条例の規制対象に当てはまると判
18 断することが可能であると考え。したがって、通常の判断
19 能力を有する一般人において具体的場合に法令適用の有無の
20 基準が読み取ることのできる法令であるといえる。

(5) 2

理由は
7, 12, 13

21 よって本件条例7条は、明確性の原則および憲法31条に反
22 しない。

23

1 第2 条例8条各項は、青少年の閲読の自由を侵害し、憲法
2 21条1項に反しないか。
3 1 憲法21条1項は、表現の自由を保障する。そして、情報
4 の送り手と受け手とが分離され固定化されつつある現代社会
5 において、表現の自由を受け手の側から再構成し、知る自由
6 を保障する必要があるから、同様にこれを閲読の自由として
7 保障していると解する。そして、有害図書であってもそれを
8 摂取する自由は原則的に認められるべきであるから、憲法2
9 1条1項の保障に含まれると解する。
10 2 本件条例8条各項により、青少年は、およそ本件規制図書
11 類を目にする機会がなくなるだけでなく、発見したとしても、
12 それを購入・貸与を受けることができなくなるから、青少年
13 の閲読の自由について制約がある。
14 3 このような制約が正当化されるか。たしかに、閲読の自由
15 は、情報を摂取してそれを自己の中で消化し、思想・表現内
16 容へと昇華させて他者へと伝達するために、表現の一過程と
17 して重要である。しかし、本件における規制される情報は性
18 的感情を刺激する部類の情報であり、直ちに自己実現、自己
19 統治の価値に結びつくものではない。加えて、青少年は、い
20 まだ十分な判断能力を持たない者も存在するから、青少年を
21 保護する為のパターナリスティックな制約を許容する必要が
22 ある。したがって、本件規制の合憲性は、緩やかに判断する
23 べきである。具体的には、目的が重要であり、その手段が目

5/5

① 1

② 1
③ 9
④ 9

11/20

⑫ 1

⑬ 0

⑭ 1

⑮ 1/2

⑯ 2

⑰ 0

1 的との関係で実質的関連性を有する場合には合憲であると解
2 する。

3 4 本件規制の目的は、青少年の健全な育成のために環境の整
4 備を図る点にある（条例1条）。このような目的は、前述した
5 パターナリズムに基づく目的として、重要であるといえる。

6 その手段としては、刑法上のわいせつ表現に含まれないもの
7 をも規制対象として規制するものであり（条例7条）、手段と
8 して広範にすぎ、不必要な規制であるとの反論が予想される。

9 しかし、青少年は一般にわいせつ表現に触れる機会が少なく、
10 成人と比較して性的羞恥心を害される度合いが大きい。した
11 がって、刑法上のわいせつ表現に限らず規制を及ぼすことは、
12 必要である。その範囲は、およそ青少年への情報摂取の機会
13 を封じるものであるが、そうしなければ目的を達成すること
14 はできないから、相当な程度であるといえる。したがって本
15 件規制の目的は重要であり、手段は目的との関係で実質的関
16 連性を有する。よって本件規制は憲法21条1項に反しない。
17 第3 条例8条各項は、18歳以上の閲読の自由を侵害しな
18 いか。

19 1 憲法21条により保障が及ぶ点、制約が存在する点は前述
20 したとおりである。

21 2 規制が正当化されるかみるに、成人は、青少年と比較して
22 自立した判断主体であるから、パターナリズムに基づく規制
23 とはいえず、規制態様が強力であるとも評価できる。しかし、

(18) 2

(19) 1
4

(20) 3
4

ネットは...
収集可能...
?

インターネット
進入入手
コピー
同い入る
→合致

6
16

(21) 1

1 成人は、規制区域外であれば、8条2項の規制を受けず、8
2 条3項による販売制限も受けないのであるから、規制図書類
3 を入手することは容易である。また、本件規制はあくまで青
4 少年の健全育成を目的としたものであり、成人が受ける不利
5 益は、間接的・付随的なものであるといえる。したがって、
6 その規制態様は全体としてみて強力ではないから、合憲性に
7 ついて緩やかに判断すべきである。

8 具体的には、目的が正当で、手段との関係で合理的関連性を
9 有する場合には合憲であると解する

10 3 本件規制の目的は、青少年の健全育成のための環境調整で
11 あり、重要かつ正当なものである。そして、規制手段は、青
12 少年への規制図書の到達を防止する事に主眼を置いたもので
13 あるから、目的と合理的関連性を有する。したがって、本件
14 規制は憲法21条1項に反せず合憲である。

15 第4 条例8条各項は、日用品と並んで規制図書を販売して
16 きたものの営業の自由を侵害し、憲法22条1項に反しない
17 か。

18 1 憲法22条1項は、職業選択の自由を保障しており、職業
19 選択の自由は、その遂行が保障されなければ無意味であるか
20 ら、実効性を担保するための当然の帰結として営業の自由を
21 も保障していると解する。そして、たとえ、営業対象が有害
22 図書であったとしても、それを販売するか否かの判断、提供
23 方法等は営業の自由の保障の範囲内である。したがって、有

→ 内容や規制の範囲について

(22) 1/2

(23) 2

(24) 2

(25) 0/3

(26) ~ (28)

0/6

ふたはみずい
しやうびん

(2/4)

(29) 1

(31) 1

8条1項

4
14

1 害図書を販売することは、憲法22条1項の範囲内である。

2 2 本件条例により、事業者は、規制図書類を販売・貸与する

3 ことができなくなるから、営業の自由の制約がある。

4 3 たしかに、本件条例により事業者は一切販売等を行うこと

5 ができなくなるから、強力な規制であるとも思える。しかし、

6 職業選択の自由は、とくに職業遂行が社会と密接に関連し、

7 ある人権価値を守るために22条1項の保障を制約するなど、

8 人権主体相互の衝突が起きやすい性質を有するから、公共の

9 福祉(22条1項)の観点からの制約は自ずから免れること

10 ができないと解する。

11 したがって、合憲性は緩やかに判断すべきであり、規制目

12 的が重要で、手段が実質的関連性を有する場合には合憲であ

13 ると解する。

14 4 本件は、目的は青少年の健全育成であり重要である、その

15 手段は、事業者負担を強いるものであり相当でないと思

16 える。しかし、8条1項に規定する日用品事業者は、その主

17 要な事業は日用品販売であり、規制図書類の売り上げが占め

18 る割合は微々たるものであるというのであるから、規制手段

19 は相当である。したがって、青少年へのアクセスを防止する

20 うえで必要な程度にとどまるといえる。よって。本件規制は

21 合憲である。

22 第5 本件規制は、規制区域周辺で規制図書を扱ってきた店

23 舗の営業の自由を侵害し、憲法22条1項に反しないか。

1 1 憲法 22 条 1 項の保障が及ぶ点は前述したとおりである。

2 また、規制区域周辺では、200メートル範囲内で一切の販
3 売・貸与等ができなくなるから、制約がある。

4 2 そして、規制区域周辺における事業者においても、公共の
5 福祉（22条）による制約は免れないところ、規制区域周辺
6 で規制図書を販売する場合、規制区域周辺には特に保護を要
7 する青少年が多く存在することが考えられる。規制図書を
8 摂取すべきでない青少年が偶然にもそれを摂取してしまう

9 ことで、健全な精神発展を阻害するおそれはじゅうぶんにあ
10 るから、公共の福祉の観点から、必要な限度の制約は許容さ
11 れるべきである、したがって、緩やかに審査するべきであり、
12 目的が正当で手段が合理的関連性を有する場合に合憲である
13 と解する。 *なぜ??*

14 3 本件では、目的は青少年の健全育成のための環境調整であ
15 り、重要かつ正当である。また、その手段は、規制区域周辺
16 200メートル以内の店舗における販売等を禁止するもので
17 あり、規制区域は学校教育法1条所定の学校施設周辺である
18 ところ、青少年がとくに多く存在し、それらの者が流入しや
19 すい区域において規制を設けることは、合理的である。した
20 がって本件規制は合憲である。

21 第6 条例8条各項は、規制図書類とそれ以外の図書類を扱
22 っている書店やレンタルビデオ店の営業の自由を侵害し、憲
23 法22条1項に反しないか。

6/14

90
3/8

1 22条1項の保障が及ぶ点は前述したとおりである。制約
2 として、書店やレンタルビデオ店は、8条4項において、規
3 制図書が存在することを明示したうえで、他の商品と隔離し
4 て陳列する必要があるから、この点で制約がある。

5 2 たしかに、8条4項の規制に従うためには、隔離工事等を
6 施行する必要がある、金銭的負担を伴う。また、書店やレン

7 タルビデオ店は、その性質上様々なジャンルの商品を取り揃

8 えておくことが店舗の魅力に直結することも踏まえれば、ジ

9 ャンルの規制によって売り上げが減少する恐れがある。しか

10 し、あくまで8条4項は販売等の禁止ではなく陳列方法の指

11 定にとどまるから、規制態様は弱いといえる。

12 また、書店等は、とくに老若男女様々な世代の人間が出入り

13 することが予想され、書籍を物色するうちに偶然に有害図書

14 の表紙等を視界に入れてしまったり、興味のままに手に取る

15 ことも予想されるから、規制の必要性が大きい。したがって、

16 規制は緩やかに合憲性を判断すべきであり、目的が重要で

17 手段が実質的関連性を有する場合には合憲であると解する。

18 3 目的は、青少年の健全育成のための環境調整である。手段

19 は、いわゆるゾーニングによる住み分けを要求するものであ

20 るが、明確に規制図書を隔離し、情報を摂取したいと思う者

21 だけが情報を摂取できるようにするものであり、必要かつ合

22 理的な手段である、したがって、本件規制は憲法22条1項

23 に反せず、合憲である。

接収詞バカい

これは
主観的
条件
のせい
後で
説明
する
こと

これは
おかし

もう1つの目的は?

91
3/6